

排出量取引等に係る情報の見方について

各表の見方

1 クレジット等の発行量

- 埼玉県制度で活用可能なクレジット等の種類ごとに、発行量と発行申請件数を公表します。

2 クレジット等の移転量

- 発行したクレジット等の別の口座への移転状況及び充当、抹消状況を公表します。
- クレジット等の種類及び移転の種類ごとに、移転量と申請件数を公表します。
- 東京都との連携協定に基づき「都へ移転」又は「都から移転」される量を公表します。

3 クレジット等の保有量

- 発行済クレジット等がどの種類の口座に保有されているかを公表します。
- 充当に使われたクレジットの量及び抹消されたクレジットの量を公表します。
- クレジット等の種類及び口座の種類ごとに、保有量を公表します。

1 クレジット等の発行量

①

②

クレジット等の種類	発行量	件数	説明
超過削減量	50,000 t	50	大規模事業所が排出削減目標量を超えて削減した量
県内中小クレジット	100 t	1	県内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
再エネクレジット（環境価値換算量）	0 t	0	本制度で認定された設備の発電量を換算した量
再エネクレジット（その他削減量）	1,500 t	3	他制度で認められた電気等の環境価値を換算した量
県外クレジット	0 t	0	県外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
森林吸収クレジット（埼玉県認証）	0 t	0	県森林CO ₂ 認証制度による吸収量を換算した量（事業者間移転不可）
森林吸収クレジット（J-VER）	2,000 t	10	森林吸収に係るJ-VERクレジットを換算した量
連携自治体（東京連携）クレジット	500 t	1	東京都の超過削減量及び都内中小クレジット
その他ガス削減量	50,000 t	2	エネルギー起源CO ₂ 以外の削減量（事業所間移転不可）
合計	104,100 t	67	

クレジット等の発行量

① 発行量

- 制度開始以降、公表日時点までに間に以下の手続きにより発行された数量を表示します。
 - 「振替可能削減量等発行等申請」に基づくクレジット等の発行量
 - 整理期間末までに申請が行われなかったため、知事により発行した超過削減量
- 連携自治体クレジットは、都内事業者の削減量のうち、連携協定の規定に基づき発行された都内超過削減量及び都内中小クレジットの量を算定したものを表示します。

② 件数

- 制度開始以降、公表日時点までにクレジット等が発行された申請の件数を表示します。
- 発行申請手続きの前に、削減量の認証申請が必要となる場合があります。
- 1回の申請で複数年度分のクレジット等が発行している場合があります。

2 クレジット等の移転量 ①

②

③

④

⑤

⑥

クレジット等の種類	指定→一般	件数	一般→一般	件数	一般→指定	件数	充当	件数	抹消	件数
超過削減量	10000 t	25	3000 t	15	0 t	0	2000 t	4	0 t	0
県内中小クレジット	/	/	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0
再エネクレジット（環境価値換算量）	/	/	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0
再エネクレジット（その他削減量）	/	/	500 t	3	1000 t	5	500 t	2	0 t	0
県外クレジット	/	/	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0
森林吸収クレジット（埼玉県認証）	/	/	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0
森林吸収クレジット（J-VER）	/	/	0 t	0	1500 t	5	1500 t	5	0 t	0
連携自治体（東京連携）クレジット	/	/	0 t	0	500 t	1	500 t	1	0 t	0
その他ガス削減量	/	/	/	/	/	/	2000 t	1	0 t	0
合計	10000 t	25	3500 t	18	3000 t	11	6500 t	13	0 t	0

2 クレジット等の移転量（都連携）⑦

クレジット等の種類	県 → 都	件数	都 → 県	件数
（埼玉県）超過削減量	0 t	0	0 t	0
県内中小クレジット	100 t	1	0 t	0
連携自治体クレジット	0 t	0	500 t	1
合計	100 t	1	500 t	1

クレジット等の移転量

① クレジット等の種類

- ・ その他ガス削減量は、発行した大規模事業所の充当のみに使用できます。（他の口座への移転はできません）

② 指定管理口座から一般管理口座への移転

- ・ 指定管理口座から移転できるクレジット等は、原則として、指定管理口座で発行された「超過削減量」のみとなります。
- ・ 超過削減量を発行して排出量取引を行うためには、必ず、一般管理口座に移転しなければなりません。

③ 一般管理口座から一般管理口座への移転

- ・ 取引契約等に基づき排出量取引を行う場合、売り手の一般管理口座から買い手の一般管理口座へクレジット等の移転を行います。

④ 一般管理口座から指定管理口座への移転

- ・ 一般管理口座に発行されたクレジット等や、排出量取引で取得したクレジット等を充当するため一般管理口座から指定管理口座へ移転を行います。

⑤ 充当

- ・ 「充当申請」に基づき、指定管理口座から充当口座へ移転（充当）した量を表示します。
- ・ 充当申請は指定管理口座からしか行えません。

⑥ 抹消

- ・ 「振替過剰削減量等抹消・更正申請」に基づき、誤って又は悪意をもって発行されたクレジット等を知事が抹消した量を表示します。

⑦ クレジット等の移転量（都連携）

- ・ 連携協定に基づき、東京都へ移転するクレジット等の量及び東京都から移転されるクレジット等の量を表示します。

3 クレジット等の保有量 ①

②

③

④

⑤

⑥

クレジット等の種類	指定管理口座	一般管理口座	充当口座	抹消口座	連携自治体	口座合計
超過削減量	38,000 t	10,000 t	2,000 t	0 t	0 t	50,000 t
県内中小クレジット	0 t	0 t	0 t	0 t	100 t	100 t
再エネクレジット（環境価値換算量）	0 t	0 t	0 t	0 t	/	0 t
再エネクレジット（その他削減量）	500 t	500 t	500 t	0 t	/	1,500 t
県外クレジット	0 t	0 t	0 t	0 t	/	0 t
森林吸収クレジット（埼玉県認証）	0 t	0 t	0 t	0 t	/	0 t
森林吸収クレジット（J-VER）	0 t	500 t	1,500 t	0 t	/	2,000 t
連携自治体（東京連携）クレジット	0 t	0 t	500 t	0 t	0 t	500 t
その他ガス削減量	48,000 t	/	2,000 t	0 t	/	50,000 t
クレジット等合計	86,500 t	11,000 t	6,500 t	0 t	100 t	104,100 t

クレジット等の保有量

① クレジット等の保有量

- ・ 発行済のクレジット等がどの口座に保有されているかを表示します。
- ・ その他ガス削減量は一般管理口座へ移転することができません。
- ・ 連携自治体（東京都）へ移転できるクレジット等は、超過削減量、県内中小クレジット及び連携自治体削減量（都内超過削減量、都内中小クレジット）のみとなります。
- ・ 「1 クレジット等の発行量」の合計値＝「4 クレジット等の保有量」の合計値となります。

② 指定管理口座

- ・ 大規模事業所の目標達成の確認のための口座です。
- ・ 超過削減量及びその他ガス削減量は、指定管理口座に発行されます。

③ 一般管理口座

- ・ 排出量取引のための口座です。
- ・ 超過削減量及びその他ガス削減量以外のクレジットは、一般管理口座に発行されます。

④ 充当口座

- ・ 排出量取引により取得したクレジット等を、目標達成のために充当する口座です。
- ・ 充当口座への移転は、指定管理口座でのみ行うことができます。

⑤ 抹消口座

- ・ 誤って、又は悪意をもって発行されたクレジット等を抹消するための口座です。

⑥ 連携自治体

- ・ 連携協定に基づき、連携自治体（東京都制度）へ移転された量です。